

日タイ経済連携協定（EPA）における特定原産地証明書の
遡及発給印字の廃止について【2025年6月2日～】

2025年4月16日
日本商工会議所

2025年6月2日（月）以降、同協定に係る特定原産地証明書の遡及発給について、
証明書の第8欄（Remarks欄）への「ISSUED RETROACTIVELY」の印字を廃止します。

本件は、タイ側から、タイにおける輸入通関の円滑化の観点から提案を受け、日タイ
政府間で合意に至りました。

本年5月30日までの承認分については、特定原産地証明書の第8欄（Remarks欄）
に「ISSUED RETROACTIVELY」を印字しますが、6月2日以降の承認分については、印
字がなくなります。

また、特定原産地証明書の最終ページ（Overleaf notes）に表示されるField 8（証
明書の第8欄に関する説明文）から、「ISSUED RETROACTIVELY」に関する説明を削除
します。改定後のField 8の文言は、下記、外務省ホームページに掲載されている資
料18ページ目をご参照ください。

なお、本件は遡及発給の運用そのものが廃止される訳ではないため、船積日後に特
定原産地証明書を発給する場合は、引き続き、船積日、積込地、便名を発給システム
へ入力していただく必要がございます。

（外務省ホームページ）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100762118.pdf>

今後、タイでの輸入通関時に特定原産地証明書に記載されている船積日と承認日を
照らして遡及発給の確認が行われることが想定されますが、詳しくは、現地の手続き
をご確認ください。

【お問い合わせ先】日本商工会議所 国際部

[お問い合わせフォーム](#)